⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本機構の交付する図面及び仕様書等に基づき作成した製造物品の製作仕様書等を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、高エネルギー加速器研究機構長から製作仕様書等に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を製造できると機構長が判断した入札者であって、契約規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsuto Suzuki, Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization

⑵　Classification of the products to be procured : 11, 16

⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured :

A　Septum magnets for the Fast Extraction 1 Set

B　Power supply for the Fast Extraction Septum 1 Set

⑷　Delivery period : By 26 February, 2016

⑸　Delivery place : Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization Tokai campus

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2015 in the Kanto・Koshinetsu area in manufacture of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

C　prove to have prepared a system to provide research, rapid after-sale service and maintenance for the procured products,

D　prove to keep a high technological level and have actually manufactured the products concerned,

E　meet the qualification requirements which Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization may specify in accordance with Article 5 of the Regulation Concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　18 May, 2015

⑻　Contact point for the notice : Makoto Endo, Contracts Unit 7, Contracts Division, Financial Department, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization, 1―1 Oho Tsukuba-shi 305―0801 Japan, TEL 029―864―5167

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該工事に係わる平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされている事を条件とするものです。

平成27年3月26日

支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

管理部長　君島　淳二

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　11

○第３号

1　競争入札に付する事項

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国立障害者リハビリテーションセンター画像診断棟及び病院新館改修追加工事

⑶　工事場所　埼玉県所沢市並木４－１

⑷　工事内容

画像診断棟増改築　鉄筋コンクリート造　地上１階　延べ面積418㎡

病院新館改修　鉄筋コンクリート造　地上５階　延べ面積5,349㎡

⑸　工期　平成27年10月１日から平成28年６月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約491㎥、鉄筋約58ｔ、鉄骨約11ｔ、板ガラス約50㎡

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。（入札説明書参照）

⑻　本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子調達システム（政府電子調達システム（ＧＥＰＳ））により行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、入札説明書により申し出た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げるｱ又はｲの者とする。

ｱ　次の⑵から⒁までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、厚生労働省から共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。

構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

ｲ　次の⑵から⒁までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の許可を受けた者であること。

⑸　平成27・28年度厚生労働省競争参加資格において関東・甲信越地域の「建築一式」に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越地域の平成27・28年度厚生労働省競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑹　厚生労働省から関東・甲信越地域における「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。

⑺　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。